既存債務からの解放を求める緊急請願書

平成23年　月　日

衆議院議長　殿

参議院議長　殿

未曾有の大災害となった今般の東日本大震災においては、地震、津波により、市民や中小・零細事業者といった経済基盤の脆弱な者たちの多くが被災者となり、その有する居住建物、自動車及び事業用財産など、無数の財産が一瞬のうちに失われました。

しかし、被災者は、物を失ってもその取得のためのローン、リース代金等の債務（以下「既存債務」）などから当然に解放されるものではなく、現在もなお、その支払い義務を負っています。

このような被災者の既存債務につき、現在国会では様々な議論がなされていますが、いずれも今後ローンを組む人だけが対象となっていたり、自動車ローンなどが対象に含まれていなかったりと、十分な救済策となっていません。

そこで、被災者が物の取得のために組んだ既存債務については、対象物が災害により滅失又は毀損したときには、国が既存債務を買い取り、その債務を免除するなどの方法により、被災者を、広く既存債務から早期に解放することを求めます。

〈請願項目〉

一、国は、東日本大震災の被災者が抱える既存債務を、買い取り、その債務を免除するなどの立法を行い、速やかに被災者を既存債務から解放すること。

二、解放の対象とする既存債務は、住宅ローンのみならず、自動車ローン、事業用資産のリースなどを含め、幅広いものとすること。

氏名	住所

※上記個人情報は本目的以外に使用しません。

署名集約団体：仙台弁護士会　〒980-0811 **宮城県仙台市青葉区一番町2－9－18**

電話　022-223-1001（**代表**）

協力団体：　東京弁護士会　〒100-0013 **東京都千代田区霞が関1－1－3**

【問合せ先】　電話　03-3581-2206（**法律相談課**）